



ふれあいネットワーク

# ふくしい 社会福祉

2016  
3  
No.417



## CONTENTS

地域を、暮らしを、明るく元気に アクティブ・シニアの出番です!!	2~3
新会計基準の新ルール	4~5
社会福祉関連民間助成事業の紹介	6~7
寄附・寄贈	8
ラジオ放送講座・ボランティア活動保険 案内	9
ソウェルクラブ 案内	10

### 【表紙写真】

「カタクリの花」  
撮影時期：2014年4月  
撮影場所：越前市今立 千年の森  
チャレンジ写真塾 中島 則幸



# 地域を、暮らしを、明るく元気に

## アクティブ・シニアの出番です!!

「人生90年時代」と言われる超高齢化社会を迎え、誰もが生き生きと健康に高齢期を過ごせるよう社会や生活のあり方を見つめ直す時が訪れています。人生に前向きで、地域活動などに参加して社会とのつながりを持ち、若い頃からよく外出する人ほど要介護状態になりにくく、長生きであることがわかっています。(福井県―東京大学ジェントロジープロジェクト「地域の力」と健康―地域づくり活動と健康長寿に関する実証研究―最終結果報告2013年3月より)

55歳以上の方を対象としたアクティブ・シニア養成支援事業では、様々な講座や研修等を通じ、シニア世代の生きがい健康づくりを支援しています。

高齢者になっても自らすすんで社会に参加し、意欲と能力を発揮する。そんな活力あるアクティブ・シニアの活躍をこれからも応援してください。



### サロン活動支援

「また来たい」サロンを目指し、来所者への声のかけ方やゲームの作り方を学ぶ



### 生活支援ボランティア

高齢期の「低栄養」防止や飲み込みが困難になった方のための調理法を学ぶ

### 運転ボランティア

外出時の介助法や、福祉車両の運転、操作方法を学ぶ(福祉有償運送運転者講習)



### 傾聴ボランティア

高齢者の身体特性や認知症の理解等高齢者と認知症の方を対象とした傾聴を学ぶ



オトナのための“あったらいいな”  
実現塾での熱心な学びの風景



仲間たちとの学びが、  
現実の活動につながっています

### みそみ買い物メイト



アクティブ・アクション  
助成事業団体の活動風景

### 楽しい糸生をつくる会



## その1 自分がいきいきと輝ける居場所づくり

現在 **21塾**、約 **380人**が活動中の**チャレンジ塾**は、趣味活動を通じた生きがい発見の場。共に学ぶ仲間と福祉施設や地域行事での発表会や展示会などの地域活動に参加することも意欲の向上につながっています。

### 現在開催している塾

囲碁・将棋/色鉛筆画/絵本読み聞かせ/オカリナ/男の料理/音楽/  
おしゃれ/家庭菜園/きもの/グラウン・ゴルフ/茶道/写真/水彩画/  
太極拳/陶芸/俳句/筆(書道)/フラワーアレンジメント/  
マレットゴルフ/木彫/洋裁



## その2 専門知識を習得した地域の担い手づくり

地域を支える人材として、平成26年度・27年度の2年間、県内5地区で

「サロン活動の支援者」**90名**、  
「運転ボランティア」**40名**、  
「生活支援(調理)ボランティア」**36名**、  
「傾聴ボランティア」**26名**

が受講しました。興味のある分野の専門知識を学び、日ごろの活動のスキルアップや共に学んだ仲間とボランティア活動を始めると、新たな地域の担い手として活躍しています。



## その3 アクティブ・シニアのやる気実現に向けた支援体制づくり

### ステップ1

身近な暮らしの中で、感じている「あったらいいな」を実現するための事業の企画・運営に必要な知識を講義やグループワーク、実際の現場視察などを通じて学べる**オトナのための“あったらいいな”実現塾**。平成26年度・27年度で**59人**が受講しました。自分の思いをみんなに発表し、企画を立てる上で、受講生たちの豊富な知識や経験、人脈が新たなヒントを生み、実現への一歩につながっています。

### ステップ2

生きがい・健康づくりや地域課題の解決を目的とした事業を実施する高齢者の活動団体の立ち上げとその活動に対して**アクティブ・アクション助成事業**(一団体25万円を上限)を実施しています。**昨年度は6団体、今年度は4団体**が助成を受け、活動を立ち上げました。

## 新会計基準の新ルール《1年基準(ワンyearルール)》に悩まない会計処理

<b>規定項目</b>	新社会福祉法人会計基準で『1年基準』が制定されました。																				
<b>会計基準 2. ⑧</b>	<p><b>【1年基準の目的・活用】</b>                  財務情報の透明性を向上させる。                  法人の運転資金や、固定資産に対する資金調達状況の分析判断ができます。</p>																				
<b>会計基準 (注 7)</b>	<p><b>【1年基準の対象】</b>                  経常的な取引以外の<b>債権・債務</b>について貸借対照表の翌日から起算して1年以内に入金または支払期限が到来するものは流動資産又は流動負債に属し、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に属する。</p>																				
<b>(例)</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">決算日</td> <td style="width: 40%;">平成 27 年 3 月 31 日</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">借入の 返済期限</td> <td>平成 28 年 3 月 31 日以内</td> <td>流動負債</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 4 月 1 日以後</td> <td>固定負債</td> </tr> </table>	決算日	平成 27 年 3 月 31 日		借入の 返済期限	平成 28 年 3 月 31 日以内	流動負債	平成 28 年 4 月 1 日以後	固定負債												
決算日	平成 27 年 3 月 31 日																				
借入の 返済期限	平成 28 年 3 月 31 日以内	流動負債																			
	平成 28 年 4 月 1 日以後	固定負債																			
<b>会計基準</b>	<p><b>【1年基準で使用する勘定科目等】</b> <span style="float: right;"><b>第3号の3様式</b></span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="2">貸借対照表</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">流動資産の部</th> <th style="width: 50%;">流動負債の部</th> </tr> <tr> <td>1年以内回収予定長期貸付金</td> <td>1年以内返済予定設備資金借入金</td> </tr> <tr> <td>1年以内回収予定事業区分間長期貸付金</td> <td>1年以内返済予定長期運営資金借入金</td> </tr> <tr> <td>1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金</td> <td>1年以内返済予定リース債務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年以内返済予定役員等長期借入金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年以内返済予定事業区分間借入金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年以内返済予定拠点区分間借入金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1年以内返済予定長期末払金</td> </tr> </table>	貸借対照表		流動資産の部	流動負債の部	1年以内回収予定長期貸付金	1年以内返済予定設備資金借入金	1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	1年以内返済予定長期運営資金借入金	1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	1年以内返済予定リース債務		1年以内返済予定役員等長期借入金		1年以内返済予定事業区分間借入金		1年以内返済予定拠点区分間借入金		1年以内返済予定長期末払金		
貸借対照表																					
流動資産の部	流動負債の部																				
1年以内回収予定長期貸付金	1年以内返済予定設備資金借入金																				
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	1年以内返済予定長期運営資金借入金																				
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	1年以内返済予定リース債務																				
	1年以内返済予定役員等長期借入金																				
	1年以内返済予定事業区分間借入金																				
	1年以内返済予定拠点区分間借入金																				
	1年以内返済予定長期末払金																				
<b>会計処理 (例)</b>	<p>(1) 決算時に翌年度内の返済予定額を長期借入金から短期借入金に振替処理する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">(BS) 設備資金借入金</td> <td style="width: 10%;">1,000,000</td> <td style="width: 10%;">(BS) 1年以内返済予定設備資金借入金</td> <td style="width: 10%;">1,000,000</td> </tr> </table> <p style="background-color: #ffffcc; padding: 2px;"><b>※金額変更悩まない会計処理</b></p> <p>(2) 返済時の処理・・・(1年以内の返済予定金額を長期借入金に戻し、長期借入金から返済する。)                  ◎1年以内の返済予定額に変更(返済額に増減)が生じて、この手法ならば容易に対応できる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">(BS) 1年以内返済予定設備資金借入金</td> <td style="width: 10%;">1,000,000</td> <td style="width: 10%;">(BS) 設備資金借入金</td> <td style="width: 10%;">1,000,000</td> </tr> <tr> <td>(BS) 設備資金借入金</td> <td>1,000,000</td> <td>(BS) 現金預金</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td>(CF) 設備資金借入金償還支出</td> <td>1,000,000</td> <td>(CF) 支払資金</td> <td>1,000,000</td> </tr> </table> <p>※返済(償還)金額が予定金額から変更された場合は、返済した金額による仕訳となります。</p> <p>(3) 次の決算時処理・・・翌年度の返済予定額を長期から短期借入金に振替処理する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">(BS) 設備資金借入金</td> <td style="width: 10%;">1,000,000</td> <td style="width: 10%;">(BS) 1年以内返済予定設備資金借入金</td> <td style="width: 10%;">1,000,000</td> </tr> </table>	(BS) 設備資金借入金	1,000,000	(BS) 1年以内返済予定設備資金借入金	1,000,000	(BS) 1年以内返済予定設備資金借入金	1,000,000	(BS) 設備資金借入金	1,000,000	(BS) 設備資金借入金	1,000,000	(BS) 現金預金	1,000,000	(CF) 設備資金借入金償還支出	1,000,000	(CF) 支払資金	1,000,000	(BS) 設備資金借入金	1,000,000	(BS) 1年以内返済予定設備資金借入金	1,000,000
(BS) 設備資金借入金	1,000,000	(BS) 1年以内返済予定設備資金借入金	1,000,000																		
(BS) 1年以内返済予定設備資金借入金	1,000,000	(BS) 設備資金借入金	1,000,000																		
(BS) 設備資金借入金	1,000,000	(BS) 現金預金	1,000,000																		
(CF) 設備資金借入金償還支出	1,000,000	(CF) 支払資金	1,000,000																		
(BS) 設備資金借入金	1,000,000	(BS) 1年以内返済予定設備資金借入金	1,000,000																		
<b>《1年基準の例外》 会計基準 (注 7)</b>	<p><b>【定期預金等の取り扱い】</b>                  現金預金は原則として流動資産とし、特定目的で保有する預貯金は目的を示す適当な科目で表示し固定資産に計上とする。(特定目的がなければ流動資産に計上する。)</p>																				
<b>運用指針 19(1)</b>	<p><b>【積立資産の積立て】</b>                  資金管理上の理由から積立資産の積立が必要とされる場合には、その名称、理由を明確したうえで積立金を積み立てずに計上できる。                  (運用指針：別紙⑧積立金・積立資産明細書に内容を記載する。)</p>																				
<b>別紙⑧</b>																					
会計基準	▶ 社会福祉法人会計基準																				
運用指針	▶ 社会福祉法人会計基準適用上の留意事項 (運用指針)																				
	27.9(T)																				

# 新会計基準の新ルール《内部取引の相殺消去》の取扱

<b>新社会福祉法人会計基準 第1章 7・・・(内部取引)が規定されました。</b>																					
<b>【取扱規定】</b>	社会福祉法人は財務諸表作成に関して、内部取引を相殺消去するものとする。																				
●資金の繰入金収支等の取扱について事業種別毎に定められた通知等に変更はなく、当該通知に準拠した会計処理が行はれた後に求められる会計処理です。																					
「社会福祉法人会計基準運用上の取扱いについて(Q&A)」・・・(問3)																					
<b>【会計基準の目的】</b>	法人内部での取引(繰入金・貸付金を含む)を相殺消去することにより、法人全体の正確な収支の状況を把握する。																				
<b>社会福祉法人会計基準注解(注5) 内部取引の相殺消去について</b>																					
<b>【内部取引とは】</b>	① 当該法人の異なる事業区分間で生ずる取引を『 <b>事業区分間取引</b> 』とする。 ② 同一事業区分内の拠点区分間の取引を『 <b>拠点区分間取引</b> 』という。 ③ 同一拠点区分内のサービス区分間の取引を『 <b>サービス区分間取引</b> 』という。																				
●内部取引の相殺消去とは、元となる取引そのものが取り消されるものではありません。																					
<b>《処理はいつ?》</b>	財務諸表作成時に、																				
<b>《どこで・なぜ?》</b>	① 事業区分間取引により生じる内部取引高は、貸借対照表内訳表・資金収支内訳表及び事業活動内訳表において相殺消去し、法人全体の財務諸表の過大表示をさける。 ② 拠点区分間取引により生じる内部取引高は、事業区分貸借対照表内訳表・事業区分資金収支内訳表及び事業区分事業活動内訳表において相殺消去し、事業区分の財務諸表の過大表示をさける。 ③ サービス区分間取引により生じる内部取引高は、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書において相殺消去し、拠点区分の財務諸表の過大表示をさける。(貸借対照表についても、作成をお勧めする)																				
<b>《処理方法は?》</b>	財務諸表の内訳表(明細書)の内部取引消去項目で処理される。																				
<b>《該当科目は?》</b>	① 相殺消去は通常、借方及び貸方の勘定科目は下記の組合せに限定される。																				
<b>【貸借対照表内訳表】</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資産の部</th> <th>負債の部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内回収予定事業区分間長期貸付金</td> <td>1年以内返済予定事業区分間長期借入金</td> </tr> <tr> <td>1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金</td> <td>1年以内返済予定拠点区分間長期借入金</td> </tr> <tr> <td>1年以内回収予定サービス区分間長期貸付金</td> <td>1年以内返済予定サービス区分間長期借入金</td> </tr> <tr> <td>事業区分間長期貸付金</td> <td>事業区分間長期借入金</td> </tr> <tr> <td>拠点区分間長期貸付金</td> <td>拠点区分間長期借入金</td> </tr> <tr> <td>サービス区分間長期貸付金</td> <td>サービス区分間長期借入金</td> </tr> </tbody> </table>	資産の部	負債の部	1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	1年以内返済予定事業区分間長期借入金	1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	1年以内返済予定拠点区分間長期借入金	1年以内回収予定サービス区分間長期貸付金	1年以内返済予定サービス区分間長期借入金	事業区分間長期貸付金	事業区分間長期借入金	拠点区分間長期貸付金	拠点区分間長期借入金	サービス区分間長期貸付金	サービス区分間長期借入金						
資産の部	負債の部																				
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	1年以内返済予定事業区分間長期借入金																				
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	1年以内返済予定拠点区分間長期借入金																				
1年以内回収予定サービス区分間長期貸付金	1年以内返済予定サービス区分間長期借入金																				
事業区分間長期貸付金	事業区分間長期借入金																				
拠点区分間長期貸付金	拠点区分間長期借入金																				
サービス区分間長期貸付金	サービス区分間長期借入金																				
(勘定科目) サービス区分単位による貸借対照表の作成を想定しています。																					
<b>【事業活動計算内訳表】</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特別増減の部(費用の部)</th> <th>特別増減の部(収益の部)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業区分間繰入金費用</td> <td>事業区分間繰入金収益</td> </tr> <tr> <td>拠点区分間繰入金費用</td> <td>拠点区分間繰入金収益</td> </tr> <tr> <td>サービス区分間繰入金費用</td> <td>サービス区分間繰入金収益</td> </tr> <tr> <td>事業区分間固定資産移管費用</td> <td>事業区分間固定資産移管収益</td> </tr> <tr> <td>拠点区分間固定資産移管費用</td> <td>拠点区分間固定資産移管収益</td> </tr> <tr> <td>サービス区分間固定資産移管費用</td> <td>サービス区分間固定資産移管収益</td> </tr> </tbody> </table>	特別増減の部(費用の部)	特別増減の部(収益の部)	事業区分間繰入金費用	事業区分間繰入金収益	拠点区分間繰入金費用	拠点区分間繰入金収益	サービス区分間繰入金費用	サービス区分間繰入金収益	事業区分間固定資産移管費用	事業区分間固定資産移管収益	拠点区分間固定資産移管費用	拠点区分間固定資産移管収益	サービス区分間固定資産移管費用	サービス区分間固定資産移管収益						
特別増減の部(費用の部)	特別増減の部(収益の部)																				
事業区分間繰入金費用	事業区分間繰入金収益																				
拠点区分間繰入金費用	拠点区分間繰入金収益																				
サービス区分間繰入金費用	サービス区分間繰入金収益																				
事業区分間固定資産移管費用	事業区分間固定資産移管収益																				
拠点区分間固定資産移管費用	拠点区分間固定資産移管収益																				
サービス区分間固定資産移管費用	サービス区分間固定資産移管収益																				
<b>【事業活動計算内訳表】</b>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>その他の活動による収支(支出)</th> <th>その他の活動による収支(収入)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業区分間長期貸付金支出</td> <td>事業区分間長期借入金収入</td> </tr> <tr> <td>拠点区分間長期貸付金支出</td> <td>拠点区分間長期借入金収入</td> </tr> <tr> <td>サービス区分間長期貸付金支出</td> <td>サービス区分間長期借入金収入</td> </tr> <tr> <td>事業区分間長期借入金返済支出</td> <td>事業区分間長期貸付金回収収入</td> </tr> <tr> <td>拠点区分間長期借入金返済支出</td> <td>拠点区分間長期貸付金回収収入</td> </tr> <tr> <td>サービス区分間長期借入金返済支出</td> <td>サービス区分間長期貸付金回収収入</td> </tr> <tr> <td>事業区分間繰入金支出</td> <td>事業区分間繰入金収入</td> </tr> <tr> <td>拠点区分間繰入金支出</td> <td>拠点区分間繰入金収入</td> </tr> <tr> <td>サービス区分間繰入金支出</td> <td>サービス区分間繰入金収入</td> </tr> </tbody> </table>	その他の活動による収支(支出)	その他の活動による収支(収入)	事業区分間長期貸付金支出	事業区分間長期借入金収入	拠点区分間長期貸付金支出	拠点区分間長期借入金収入	サービス区分間長期貸付金支出	サービス区分間長期借入金収入	事業区分間長期借入金返済支出	事業区分間長期貸付金回収収入	拠点区分間長期借入金返済支出	拠点区分間長期貸付金回収収入	サービス区分間長期借入金返済支出	サービス区分間長期貸付金回収収入	事業区分間繰入金支出	事業区分間繰入金収入	拠点区分間繰入金支出	拠点区分間繰入金収入	サービス区分間繰入金支出	サービス区分間繰入金収入
その他の活動による収支(支出)	その他の活動による収支(収入)																				
事業区分間長期貸付金支出	事業区分間長期借入金収入																				
拠点区分間長期貸付金支出	拠点区分間長期借入金収入																				
サービス区分間長期貸付金支出	サービス区分間長期借入金収入																				
事業区分間長期借入金返済支出	事業区分間長期貸付金回収収入																				
拠点区分間長期借入金返済支出	拠点区分間長期貸付金回収収入																				
サービス区分間長期借入金返済支出	サービス区分間長期貸付金回収収入																				
事業区分間繰入金支出	事業区分間繰入金収入																				
拠点区分間繰入金支出	拠点区分間繰入金収入																				
サービス区分間繰入金支出	サービス区分間繰入金収入																				
●内部取引の都度、内部取引用に設定された(小)勘定科目により日常の仕訳を行い、決算時の財務諸表で相殺消去される。	② <b>内部取引による相殺消去で、相殺対象の勘定科目が限定されない事例。</b> 設例：同一法人内で就労支援事業所で弁当を作り、特養施設で給食に充てる。 <b>【事業区分間事業活動計内訳表】</b> (特養)事業費/給食費(内部取引)   就労支援事業収益/弁当事業収益(内部取引) <b>【事業区分資金収支計算内訳表】</b> (特養)事業費支出/給食費支出(内部取引)   就労支援事業収入/弁当事業収入(内部取引)																				

28.2(T)

お問合せ先

社会福祉施設経営相談室 (福井県社会福祉協議会 福祉サービス支援課)  
 TEL: 0776-24-2347 FAX: 0776-24-8942

活用して  
みませんか？

# 社会福祉関連民間助成事業の紹介

企業や団体の中には福祉団体やボランティアグループ等を対象に様々な助成事業を行っているところがあります。各団体より本会に周知依頼のあったものについてご紹介いたします。助成金を上手に活用して、活動のさらなる発展にご活用ください。情報が変更になる可能性がありますので、問い合わせ・応募にあたっては、各民間助成団体のホームページや募集要項を事前にご確認ください。

※以下の一覧表は、本会ホームページ (<http://www.f-shakyo.or.jp/>) からダウンロードできます。

【平成 27 年度実績】

名 称	助成対象	助成対象事業	助成額	申込締切	問合せ先 (TEL)
全労災 「地域貢献助成事業」	NPO 法人、任意団体、市民団体等	地域の生態系を守る活動、子どもや親子の孤立を防ぎ、地域とのつながりを生み出す活動、困難を抱える子ども・親が、たすけあい、生きる力を育む活動等。	30 万円	4 月上旬	全労災 地域貢献助成事業局 03-3299-0161
福井県しあわせ福祉資金	非営利団体 (ボランティア団体、市民活動団体、NPO 法人等)	社会的支援を必要とする障がい者、高齢者らの社会参加を促す事業等。	20 万円	4 月末日	福井県地域福祉課 地域健康福祉グループ 0776-20-0326
福井県子どもしあわせ福祉資金	非営利団体 (ボランティア団体、市民活動団体、NPO 法人等)	子どもへの直接的支援や子どもの環境向上のための事業等。	50 万円	4 月末日	福井県地域福祉課 地域健康福祉グループ 0776-20-0326
キリン福祉財団 「キリン・子ども「力」 応援事業公募助成」	18 歳以下のメンバーが中心となつて活動する 4 名以上のグループ	地域における子育てに関わるボランティア活動。	30 万円	4 月末日	(公財)キリン福祉財団 03-6837-7013
福井県社会福祉協議会 「まごころ基金助成」	民間の非営利活動団体・グループ (法人格の有無は不問)	高齢者・障がい者・児童の福祉の充実を図ることを目的とする事業。	20 万円	5 月下旬	(福)福井県社会福祉協議会 0776-24-2339
福祉医療機構 「社会福祉振興助成事業」	民間の非営利活動団体・グループ	地域連携活動支援事業 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業	各部門別に助成限度額を設けている	5 月下旬	(独)福祉医療機構 03-3438-9942
みずほ教育福祉財団 「老後を豊かにするボランティア活動資金」	社会福祉法人、社団法人、NPO 法人等	高齢者の日常生活援助、生活環境の向上、レクリエーション、他世代との交流を図る等のボランティア活動。	10 万円	5 月下旬	(公財)みずほ教育福祉財団 03-3596-4532
日本おもちゃ図書館財団 「助成金」	おもちゃ図書館を運営する団体	おもちゃの購入、手作りおもちゃのための材料、おもちゃ図書館整備のためのジウツ、おもちゃ格納戸棚、おもちゃ陳列棚の購入に要する費用。	A 申請… 30 万円 B 申請… 一律 5 万円	5 月下旬	(一財)日本おもちゃ図書館財団 03-6435-2842
大同生命厚生事業団 「地域保健福祉研究助成」	保健・医療・福祉の実務従事者等	地域保健及び福祉に関する研究等。	30 万円	5 月末日	(公財)大同生命厚生事業団 06-6447-7101
大同生命厚生事業団 「サラリーマン (ウーマン) ボランティア活動助成」	社会福祉分野のボランティア個人・グループ	高齢者・障がい者福祉に関するボランティア活動。子どもの健全な心を養うための交流ボランティア活動。	10 万円	5 月末日	(公財)大同生命厚生事業団 06-6447-7101
大同生命厚生事業団 「シニア・ボランティア活動助成」	社会福祉分野のボランティア個人 (年齢 60 歳以上)・グループ	高齢者・障がい者福祉に関するボランティア活動。子どもの健全な心を養うための交流ボランティア活動。	10 万円	5 月末日	(公財)大同生命厚生事業団 06-6447-7101
丸紅基金 「社会福祉助成金」	非営利法人	社会福祉事業 (福祉施設の運営、福祉活動など)を行う民間の団体が企画する事業。	200 万円	5 月末日	(福)丸紅基金 03-3282-7591
毎日新聞東京社会事業団 「毎日社会福祉顕彰」推薦	社会福祉関係者および団体等	社会貢献の功績、特定分野の功績	賞牌および 賞金 100 万円	5 月末日	(公財)毎日新聞東京社会事業団 03-3213-2674
伊藤忠記念財団 「子ども文庫助成」	ボランティア団体、個人	子ども達の読書啓発活動、指導等。	各部門別に助成限度額を設けている	5 月末日	(公社)読書推進運動協議会 03-3260-3071
ニッセイ財団 「高齢社会助成」	①社会福祉法人、NPO 法人等 ②研究者、実践家等	①地域福祉チャレンジ活動助成…地域包括ケアシステムの展開につながる活動等 (テーマは要項参照)。 ②実践的研究助成…実践的研究助成対象分野・テーマ (要項参照) に対する課題を明確にした実践的研究等。	各部門別に助成限度額を設けている	① 5 月末日 ② 6 月中旬	(公財)ニッセイ財団 06-6204-4013
読売新聞社 「よみうり子育て応援団大賞」	子どもや親を対象にした支援活動を行う民間のグループ、団体	子育てサークル、男性の育児参加などの活動。	大 賞… 賞金 200 万円 奨励賞… 賞金 100 万円	6 月上旬	読売新聞大阪本社「よみうり子育て応援団大賞」事務局 06-6881-7228
みずほ教育福祉財団 「配食用小型電気自動車寄贈事業」	ボランティアグループ、NPO 法人等	高齢者向け配食サービス	1 台総額 100 万円	6 月上旬	(公財)みずほ教育福祉財団 03-3596-4532
ファイザー 「心とからだのヘルスケアに関する市民活動・市民研究支援」	民間の非営利活動団体 (法人格の有無は不問)	中堅世代の人々の心身のケアに関する課題等の課題解決のために、市民団体が行う市民活動および市民研究等。	300 万円	6 月中旬	ファイザー株式会社 ファイザープログラム事務局 03-5623-5055
日本財団 「福祉車両助成事業」	非営利団体等	在宅サービス、通所サービス、就労支援のための車両配備	当該財団指定車種から希望車両を選ぶラインナップ型	6 月中旬	(公財)日本財団 03-6229-5111
太陽生命厚生財団 「社会福祉助成事業」	ボランティアグループ、NPO 法人等 (法人格の有無は不問)	①在宅高齢者、在宅障がい者の自助・自立を支援する事業等。 ②老人保健、高齢者福祉に関する研究・調査。	各部門別に助成限度額を設けている	6 月末日	(公財)太陽生命厚生財団 03-6674-1217
生命保険協会 「子育てと仕事の両立支援に対する助成活動」	社会福祉法人、株式会社、NPO 法人等	①保育所設置にかかる初期費用等。 ②保育対策等促進事業に必要な設備の整備、備品購入に係る費用等。 ③放課後児童が「ア」の受け皿拡大や質の向上に必要な設備の整備、備品購入に係る費用等。	各部門別に助成限度額を設けている	6 月末日	(一社)生命保険協会 広報部内「子育てと仕事の両立支援」事務局 03-3286-2643
みずほ福祉助成財団 「社会福祉助成金」	非営利法人、任意団体、ボランティアグループ等または研究グループ (個人を除く)	障がい者 (児) に関する民間の事業や研究。	事業助成… 15~120 万円 研究助成… 120 万円	6 月末日	(公財)みずほ福祉助成財団 03-3596-5633

名 称	助成対象	助成対象事業	助成額	申込締切	問合せ先 (TEL)
清水基金 「一般助成事業」	障がい児・者の各関係施設を 経営する民間社会福祉法人	利用者のために必要な建物(新築、改修、増改築)・ 車両・機器等。	上限700万円	6月末日	(福)清水基金 03-3273-3503
損保ジャパン記念財団 「自動車購入費助成」	社会福祉法人、NPO 法人等	障がい者の福祉活動を行う団体等。	自動車購入費 100万円	7月中旬	(公財)損保ジャパン記念財団 03-3349-9570
松翁会 「社会福祉助成金」	法人施設、団体(個人は不可)	社会福祉に関する民間の事業、研究等。	60万円	7月末日	(一財)松翁会 03-3201-3225
植山つる 「児童福祉研究奨励基金」	児童福祉施設に働く職員	研究A・・・児童福祉に関する自主研究 研究B・・・児童福祉に関する自主研究でさらに 成果を発展させるための共同研究	各部門別に助 成限度額を設 けている	9月上旬	(福)全国社会福祉協議会 児童部 03-3581-6503
大和証券福祉財団 「ボランティア活動助成」	ボランティア団体・ グループ	在宅高齢者、障がい児・者、児童問題等に対す るボランティア活動。	30万円	9月中旬	(公財)大和証券福祉財団 03-5555-4640
TOTO 株式会社 「TOTO 水環境基金」	営利を目的としない市民活 動団体(法人格の有無、種 類は不問)	地域の水と暮らしの新しい文化の実現に向けた 実践活動等。	活動内容を精 査の上、助成 金額決定	9月末日	TOTO株式会社 総務部TOTO水環境基金 093-951-2224
都市緑化機構 「花王・みんなの森づくり 活動助成」	緑化活動団体等	市民による「森づくり活動」と「環境教育活動」。	各部門別に助 成限度額を設 けている	10月中旬	(公財)都市緑化機構 03-5216-7191
生命保険協会 「元気シニア応援団体に対 する助成活動」	非営利の民間団体・グルー プ(NPO 法人含む)	高齢者を対象にした健康管理、増進、自立支援、 生きがいづくりを目的とする事業等。	15万円	10月末日	(一社)生命保険協会 03-3286-2643
キリン福祉財団 「キリン・シルバー「力」 応援事業公募助成」	65歳以上のメンバーが中心 となって活動する4名以上 のグループ	高齢者が、地域のために、その知識・技術・経 験を活用するグループによるボランティア活動。	30万円	10月末日	(公財)キリン福祉財団 03-6837-7013
アイシングループ 「オールアイシン NPO 活 動応援基金」	営利を目的としない団体・ 組織	社会福祉活動の推進、地域発展、街づくりの推進、 青少年育成活動の推進、自然・環境保護活動の 推進等。	10万円	11月中旬	アイシン精機(株) 0566-24-8033
日本たばこ産業 「NPO 助成事業」	1年以上の活動実績をもつ 非営利法人	地域と一体となって「地域コミュニティの再生 と活性化」に取り組む事業等。	150万円	11月中旬	日本たばこ産業(株) 03-5572-4290
日本郵便株式会社 「年賀寄附金配分金」	営利を目的としない公益の 増進に寄与する法人格を持 つ団体	社会福祉の増進を目的とする事業等。	各部門別に助 成限度額を設 けている	11月中旬	日本郵便(株) 年賀寄附金事務局 03-3504-4401
さわやか福祉財団 「連合・愛のカンパ」	非営利の任意団体、NPO 法 人、グループ、サークル	新たに始める高齢者、子ども、障がい者等の助 け合い・支え合い活動。	15万円	1月中旬	(公財)さわやか福祉財団 03-5470-7751
三菱財団 「社会福祉事業」 「研究助成」	社会福祉を目的とする民間 の事業(法人)、調査研究(個 人、法人)	開拓的ないし実験的な社会福祉を目的とする民 間の事業、社会福祉に関する調査研究等。	総額 7,400万円	1月下旬	(公財)三菱財団 03-3214-5754
げんでんふれあい福井財団 「助成事業」	ボランティア団体等	ボランティア団体等の活動に関する事業。	10万円	(前年度) 3月中旬	(公財)げんでんふれあい福 井財団 0770-21-0291
NHK 厚生文化事業団 「地域福祉を支援する わかば基金」	地域で活発な福祉活動を進め るグループ(NPO 法人含む)	高齢者、障がい者の日常生活支援活動等。 地域の高齢者や障がい者へのパソコン指導等	第1部門・・・ 100万円 第2部門・・・ リサイクルパソコン	(前年度) 3月末日	(福)NHK厚生文化事業団 03-3476-5955

## 福井県共同募金会が受け付けている助成事業

詳しくは、福井県共同募金会までお問い合わせください。 (TEL:0776-22-1657 ホームページアドレス:http://akaihane-fukui.jp/)

名 称	助成対象	助成対象分野、条件等	助成額	申込締切	決定(内定)
共同募金助成金(広域助成)	福井を良くしようと がんばっている団体	平成29年度に計画する活動費、備品、 建物整備	50万円以内 設備整備は 200万円以内	5月下旬	8月下旬
先駆的・開拓的活動支援事業		平成28年度に実施する先駆的・開拓的 な福祉事業を支援	50万円以内		
ステップアップ助成事業		平成28年、平成29年度と2年間継続 して助成が必要な事業			
災害等準備金の取崩し助成事業		大規模災害に備えた事業や研修会、緊急 に助成が必要な事業			
小林福祉基金の助成事業	身体障害者施設	福祉向上のために実施する事業、備品			
共同募金助成金(地域助成)	地域(市町)を良くしようと がんばっている団体	※期間や助成内容は市町で異なる場合があります。 詳細は各市町共同募金委員会(市町社協)にお問い合わせ ください。		5月	8月
NHK 歳末たすけあい	支援を必要とする方々を対象 とした事業をおこなう団体	①歳末ふれあい事業 ②地域福祉事業 ③地域福祉備品	50万円以内	10月中旬	12月上旬
車両競技公益資金記念財団	ボランティア団体	ボランティアに必要な備品	90万円以内	7月下旬	9月下旬
	保育所	補修・改修	300万円以内		
中央競馬馬主社会福祉財団 施設設備等助成事業	社会福祉法人、NPO 法人	車両、備品の購入および施設修繕等	100万円以内	5月下旬	7月中旬

寄付・寄贈

誠にありがとうございました。

1月7日(木)

富国生命保険相互会社 福井支社 様(福井市)

寄付金 80,539 円

寄付先 福井県社会福祉協議会



富国生命保険相互会社 福井支社 様

1月29日(金)

光野 稔 様(福井市)

寄付金 500,000 円

寄付先 福井県社会福祉協議会



光野 稔 様

2月1日(月)

贈呈者 一般社団法人 生命保険協会 福井県協会 様(福井市)

贈呈先 福祉巡回車 (軽自動車 各1台)

池田町社会福祉協議会

若狭町社会福祉協議会

贈呈先 車いす(各2台)

第2溪山荘ぽっぽデイサービスセンター

デイサービスセンターもみじの里

さくら荘デイサービスセンターセンター

デイサービスセンター九頭竜

デイサービスセンター和上苑



一般社団法人 生命保険協会 福井県協会 様

社会福祉事業の発展のために活用させていただきます。

お詫び

本会広報紙1月号「広報コンテスト 受賞団体・作品」記事に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。



敦賀市子育て支援センター  
「ほほえみつうしん」



福井市東郷保育園  
「しぜんニュース！」

ラジオ放送講座「いきいきセミナー」 第2回 公開スクーリングのご案内

テーマ

# 「安心した老後を送るための『成年後見制度』セミナー」



一人暮らし高齢者や判断能力が十分ではない認知症等の方の財産を狙った犯罪が多い中、老後の財産管理や身の周りのことを考える機会にするとともに、認知症等になっても安心した生活が送れるよう、法律面や生活面を保護し支援する「成年後見制度」について学びます。

**日時** 平成28年3月23日(水) 14:20~15:35

**講師** 福井弁護士会 弁護士 麻生 英右氏

**会場** 福井県立図書館 多目的ホール (福井市下馬51-11)

**対象者** 一般県民およびラジオ放送講座受講生 100名

**申込先**

福井県社会福祉協議会ホームページからチラシをダウンロードし、必要事項をご記入の上、すこやか長寿課までFAX・メールをお送りください。電話の場合は、氏名・年齢・連絡先等をお伝えください。

**ホームページ**

<http://www.f-shakyo.or.jp/>

**TEL**

0776-24-2433

**E-mail**

sukoyaka@f-shakyo.or.jp

**FAX**

0776-24-0063

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成27年度

## ボランティア活動保険

全国200万人加入!!

### 補償金額 (保険金額)

保険金の種類	プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,200万円	1,800万円	
	後遺障害保険金	1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償 葬祭費用保険金 (特定感染症)	上記後遺障害、入院、通院の 各補償金額(保険金額)に同じ 300万円(限度額)		
賠償責任補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)	5億円 (限度額)	

### 年間保険料

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		300円	450円
天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		430円	650円

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

(※)天災タイプでは、天災(地震・噴火・津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

### 保険金をお支払いする主な例



**ボランティア行事用保険**

(普通傷害保険、国内旅行傷害保険特約傷害保険、賠償責任保険)

**送迎サービス補償**

(普通傷害保険)

**福祉サービス総合補償**

(普通傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険)

● お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者

社会福祉法人  
全国社会福祉協議会

(引受幹事保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
TEL:03(3593)6824

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763  
受付時間:平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます)  
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

# 福利厚生センター(ソウェルクラブ)とは・・・

福利厚生センターは、社会福祉法に基づき社会福祉事業に従事する方の福利厚生の増進を図ることを目的に、厚生労働省から指定された団体です。

福井県社会福祉協議会は、福利厚生センターの福井地方事務局を運営しています。

ソウェルクラブが、福祉職場で働く人の福利厚生を支援します！

## 1 福利厚生センターのサービス紹介

■全国244,000人の会員のスケールメリットを活かし、多種多様なサービスを提供しています。

### 会員の健康のために

#### ●生活習慣病予防健診費用助成

30歳以上の会員が生活習慣病予防健診等を受診した場合、健診項目に応じて助成します。

#### ●健康生活用品の給付

健康生活に関する品物の中から希望する1品を給付します。

#### ●こころとからだの電話健康相談

#### ●スポーツクラブ

コナミスポーツクラブ、フィットネスクラブカーブスの入会金が割引価格で利用できます。

### 会員の資質向上のために

#### ●資格取得記念品贈呈

社会福祉に関する専門資格(対象資格)を取得した場合、5千円相当の記念品を贈呈します。

#### ●各種講習会の開催

### 会員のリフレッシュのために

#### ●クラブ・サークル活動助成

職場での職員間の交流促進等のために、スポーツ、文化・教養、行楽・その他、年2回以上の定例的余暇活動として行われるクラブ・サークル活動の支援をします。  
(会員1人当たり1千円を給付)

#### ●指定保養所

KKR宿泊施設、ダイワロイヤルホテルズ、グリーンピア、休暇村を指定保養所として契約しています。  
会員1人1泊2,500円引きで利用できます。同行者は、優待割引料金で利用できます。  
※助成金は、第1種会員のみ

### 会員の慶弔時のために

#### ●結婚のお祝品・出産お祝品・入学のお祝品

会員の結婚、会員とその配偶者の出産の場合、1万円の商品券を贈呈します。

会員の子どもが小・中学校に入学した場合、5千円の商品券を贈呈します。

#### ●永年勤続記念品贈呈

勤続5・10・15・20・25・30年を迎えた会員へ5千円～5万円の記念品を贈呈します。

#### ●会員死亡弔慰金

(就業中の場合180万円給付・就業中以外の場合60万円給付)

#### ●配偶者死亡弔慰金

(10万円給付)

#### ●高度障害・後遺障害見舞金

(事故や病気が原因で高度障害60万円給付・就業中の事故で後遺障害 最高120万円給付)

#### ●災害見舞金(法人20万円、個人1万円)

### 会員の生活面をサポートのために

#### ●特別資金ローン(多目的ローン)

#### ●特別提携住宅ローン

#### ●ソウェル保険(団体生命、積立)(障害、入院、がん)

#### ●結婚・葬祭サービス

#### ●引っ越しサービス

## 2 会員交流事業

■福井地方事務局の企画事業として、旅行、コンサート、会食ランチ等に安価な価格で参加いただき、会員の親睦やリフレッシュサービスを提供しています。

## 3 加入について

- 掛け金は、毎年度1人当たり、常勤・非常勤職員(第1種会員)は1万円、非常勤職員(第2種会員)は5千円です。  
※第2種会員は、サービス内容が限定されます。
- 社会福祉事業に携わる常勤の役職員を始め、非常勤職員、嘱託職員、パートタイマー職員などの加入も可能です。

お問い合わせ先

加入は、いつの時点でも可能ですので、まずはご連絡ください。

〒910-8516 福井県福井市光陽2丁目3-22(県社会福祉センター内)  
社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 福利厚生センター(ソウェルクラブ)福井地方事務局

TEL: 0776-24-2339

FAX: 0776-24-8941

E-Mail: somu@f-shakyo.or.jp